

東京奠都と神田祭

——明治初年の神田祭の変遷を素描する——

岸川雅範

はじめに

明治二年（一八六九）三月二十八日、明治天皇が東京に着御し東京城を「皇城」と定められ、東京奠都は完成した。それ以前、明治元年三月十三日、祭政一致の制に復し天下の神社神職は再興された神祇官に属することとされた。

江戸の諸神社は明治初年より帝都・東京の神社として様々な変遷を遂げていく。その中の一社・神田明神は社名を神田神社に改め皇城守護のため准勅祭社に、そして後に東京府社へと定められ、その後、近代神社制度の整備・形成過程において、神職の世襲廃止と精撰補任、氏子区域の確定、祭祀・祭式制度の構築、さらに祭神改変などを経て、近代神社制度の中でその一翼を担う事になった。その祭礼・神田祭も、それに伴い江戸幕府の御用祭から東京の氏神祭礼さらに都市祭礼へと変化していった。

本稿は、東京奠都前後―明治元年から十三年頃まで―の神田祭が近代的な変化を遂げていく過程を、少ない資料により素描することを目的とする。

一、神田明神から神田神社へ

明治以降における神田神社の変遷は、当然、神田祭にも影響した。そこでまず神田神社の明治初年における変化を概観したい。

a 神田神社の近代

——江戸総鎮守から准勅祭社・東京府社へ——

明治元年（一八六八）十一月八日、神祇官から東京府へ同府内の神社十社を神祇官直支配の准勅祭社と定めることが達せられた。

日枝神社

右神社今般 東京城鎮護被准

勅祭當官直支配申渡候間爲御心得申入置候也

十一月八日

東京府

御中¹⁾

神祇官

根津神社
神田神社

芝神明社

龜戸天神社

駒込 白山社

品川神社

富岡八幡宮

赤坂 氷川 社

王子神社

そして同十三日から十七日にかけて十社へ神祇官判事植松雅言が官幣使として参向する旨が通告され、神田神社は十六日に官幣を賜った。

神田神社は江戸時代まで「神田明神」と称され、大己貴命と相殿・平将門霊神を祭神とする一殿二座の神社で天平二年（七三〇）に武蔵国豊島郡芝崎村（東京都千代田区大手町二丁目、将門塚所在地）に創建された。その後、慶長八年（一六〇三）に駿河台へ仮遷座し、さらに元和二年（一六一

六）に湯島（現社地・千代田区外神田二丁目）へ移り社地が定着した。天正十九年（一五九二）徳川家康が江戸へ入るに及び黒印で社領三十石が安堵され、江戸幕府開府後に朱印で三十石が安堵された。その後、「江戸総鎮守」と称され、江戸幕府をはじめ江戸庶民たちからも崇敬された。「神田神社」という正式な社名変更の経緯については明らかではないが、准勅祭社制定の前後より使用されはじめたものと思われる。²⁾

この准勅祭社は、明治天皇の御東幸に際し東京城（後の皇城）を守護するために選ばれた神社であった。³⁾ また官幣使・植松雅言が各社に奏上した祝詞の中に「皇軍⁴⁾射向^布悪^後奴^乃天下^有事無^久不服久那多布礼^波大神^乃御稜威以^弓速^介攘^比退^坐」⁴⁾と皇軍の勝利と賊軍の退治をも期待された。皇城守護の役目は主に祈禱と祓玉串献上であった。明治元年十二月以降、十社による毎月三日に月次の祈禱及び太玉串献上のことが定められた。まず明治天皇の京都還幸につき同五日から十一日まで道中安全の祈禱が命ぜられ十二日に玉串を献上した。翌年三月七日より十三日まで、東京奠都となる明治天皇の東幸に際して道中安全祈禱が行われ十四日に玉串を献上した。さらに明治二年十一月二十二日、皇后宮東京着輿につき皇后宮へ月次祈禱玉串献上が行われた。以後同じく毎月三日に祈禱・玉串献上が行われた。⁵⁾

その後、明治三年九月二十八日に准勅祭社の社格は廃止され、十社に関する祭祀をはじめとするすべての諸事が神祇官直支配から各府県管轄へと移行された。⁽⁶⁾

翌四年五月十四日、神社は国家の宗祀につき、神官一人一家のものではないという旨の布告（太政官布告第二三四）が通達され、神職の世襲制を廃止し精選補任されることとなった。さらに同日、官社以下定額・神官職制も布告された（太政官布告第二三五）。また同年七月四日には「郷社定則」（太政官布告第三二一）と「大小神社氏子取調規則」（太政官布告第三二二）も布告された。それらを経て、翌五年五月八日、十社は府社・郷社にそれぞれ列格した。

壬申五月八日布置

府社

芝太神宮 日枝神社 神田神社

郷社

氷川神社 白山神社 根津神社

富岡神社 亀戸神社 北品川神社

王子神社

右更ニ被定候事⁽⁷⁾

翌六年一月には諸達の伝達の効率化をはかり、郷社を三区域に分け三府社より郷社へ伝達することとなった。⁽⁸⁾

四年五月十四日の布告を受け、翌五年二月二十五日に官

社以下府県郷社神官給祿の定額（太政官布告第五十八）が公布され、府社祠官は官費より五両、郷社祠官は民費より四両の給祿と定められた。そして五月八日に府社・郷社が定められるとともに世襲神職が免ぜられ、三府社においては新たに祠官・祠掌が任命された。⁽⁹⁾

各通正院十三等出仕

神田 神代名臣

日枝 神田息胤

栃木縣管轄下野國都賀郡横堀村人九大明神神主宮川左仲養子

神明 常世長胤

神田社

任武蔵國豊島郡 日枝社 祠官

神明社

東京府參事從五位黑田清綱奉

明治五年壬申五月八日⁽¹⁰⁾

神田神社では、神主・芝崎好定をはじめ社家が職を免ぜられ、同日、祠官に宣教使少講義生や教部省十三等出仕をつとめた神代名臣が任命され、祠掌には改めて元神主・芝崎好定が任命された。これ以降、神田神社の祠官は神代名臣、大崎昌庸、本居豊頼と次々と入れ替わり、祠掌も芝崎好定、村瀬光晴、鶴田常義の三人を除けば、五年より八年までに木村信嗣、和田重雄、宮西邦維、井上司、深川波穂

らはわずかな期間を持つて転任するなど、めまぐるしく神職が任免された。⁽¹¹⁾

同年三月十五日、神祇省が廃され教部省が置かれ（太政官布告第八十二）、四月二十五日、教部省管轄の教導職が定められ（太政官布告第一三三）、さらに同月二十八日に三条の教則が制定された。それに伴い東京府においては全国社寺に先立ち五月十日より民衆教化として説教が行われることとなり、説教を行う教場として芝神明社、虎ノ御門外事比羅社、神田神社、茅場町・日枝神社御旅所が選ばれ、各社神職たちも教導職に任命された。⁽¹²⁾

明治以降、神社祭祀・祭式制度の統一化が図られ、祭祀の整備・復興・興隆が目指された。二月の祈年祭、十一月の新嘗祭をはじめ、大祓、紀元節祭（神武天皇祭）、天長節祭、伊勢両宮遥拝式、元始祭、孝明天皇祭、春秋二季皇霊祭などが次々と定められた。また、江戸時代に行われた人日・上巳・端午・七夕・重陽の五節供が廃止された。⁽¹³⁾

これらの祭祀制度は官国幣社中心の政策であり、府県郷村社にとって祈年祭や新嘗祭などは新しい祭祀の導入であり、さらに紀元節祭や天長節祭にいたっては明治時代に創出された祭典であったが、このすべてが明治以降、神田神社の年中行事に組み込まれていった。

大祓は四年六月二十五日太政官よりその復興が布告され、

さらに翌年、教部省より東京府へ六月二十九日に執り行う旨が達せられた。江戸時代にも江戸の諸社では六月晦日に「夏越の祓」が行われており、神田神社においても「六月晦日夜夏越祓之神事二而、神主相務下社家共不殘脇座於社前執行仕候⁽¹⁴⁾」と神主・社家により奉仕されていた。しかし復興された大祓は「大祓ノ儀従前六月祓或は夏越神事ト称シ執行来候処全ク後世一社ノ神事ト相心得本儀ヲ失ヒ候ニ付今般旧儀御再興被為在候間追々天下一般修行可致様被仰出候事⁽¹⁵⁾」とされ、江戸時代に行われた「夏越の祓」とは違う神事であるとされた。神田神社はじめ三府社においては、翌五年六月二十九日に東京府官員参列のもと行われることが東京府より達せられた。⁽¹⁶⁾

また神田神社において江戸時代より行われてきた年中行事にも変更が加えられた。それは毎年四月二十一日に行われた「太々神楽」であった。この太々神楽は「拝殿ニテ奉奏ス。舞曲九座アリテ楽曲装束共ニ舞楽ノ風ヲ模シテ大ニ古式ノ舞ナリ。」⁽¹⁷⁾で、四方幣礼舞ほか九の舞があり、横笛や大拍子、太鼓などで演奏された。その始まりは不明であるが、江戸時代には永代講という講社が奉仕してきた。それを明治六年八月二十一日の太々神楽の時、当時の祠官・大崎昌庸が式部寮より許可を得て、伶人を招き万歳楽・延喜楽、陵王・納曾利の二番の舞楽が演奏された。⁽¹⁸⁾以後「四

月ノ神楽ノ節、又ハ九月ノ大祭ノ節等ニ舞楽或ハ東遊ナト
雅楽師参向ニテ奏セラル、事アルナリ。」⁽¹⁹⁾と、九月の神田
祭の際にも舞楽が行われた。

八年四月十三日、式部寮より「神社祭式」が達せられ全
国統一的な祭祀・祭式の基本制度が示され、明治維新から
模索された祭祀制度の一応の結実を見た。この祭式は官国
幣社を対象とした祭式で府県社以下の諸社に関しては同年
八月十二日に教部省より「官国幣社祭式本年四月式部寮ヨ
リ頒布相成候処府県社以下ニ於テモ右ヲ準拠トシ各社適宜
ニ祭典執行為致候儀ト可心得此旨相達候事」と、この祭式
を準拠として祭典を執行するよう達せられた。この祭式が
神田神社の祭典における祭式に影響を与え、その影響が神
田祭へも及んだことは想像できる。

b 氏子区域の確定——氏子人民の信仰——

氏子区域が明確に定められたことも神田神社及び神田祭
に後に影響してくることになる。

江戸時代、神田神社の氏子区域と呼べる町々は江戸時代
の諸記録によると、神田・日本橋を中心に二四二町あった。
これらの町々は神田祭に関連して二つの町に分類できる。
一つは祭礼で山車や附祭を出した町々で「専ラ神田部内ノ
殊ニ旧町ノミニテ、所謂宮元ノ町」⁽²¹⁾であり、江戸後期から

幕末期ころには大伝馬町・南伝馬町を除く神田の町々四十
五町を指した。もう一つは「江戸総鎮守ノ縁由ニ依テ古来
祭祀ノ初穂ヲ納ムル町々」⁽²²⁾で日本橋を中心とする町々を指
した。これらの中には氏子として他の神社と重複する町々
が多くあった。特に神田神社と日枝神社との間で多く見ら
れ、初穂を奉納した町々はほとんど重複しており、山車を
出した町々さえも多くの町々——大伝馬町、南伝馬町、神田
鍋町、神田鍛冶町、連雀町、元乗物町、新革屋町、新石町、
須田町、通新石町、鎌倉町、三河町一丁目——が重複してい
た。⁽²³⁾その他の神社とも氏子区域に関して、江戸時代は重複
する町々が多くあった。

明治四年七月四日に「郷社定則」が定められ、一部重複
する神田神社と日枝神社の氏子区域などについて少々混乱
したものの、従来の氏子区域がおおよそ踏襲され、翌年に
は「氏子町名同人員帳」の作成が完了し氏子区域がほぼ確
定された。神田神社においては「氏子町名同人員帳」に藩
邸が町地化した町——神田においては表・裏神保町、猿栗町、
錦町、美土代町、淡路町など、日本橋では浜町、蛸殻町な
ど——が加えられ、その代わり南伝馬町など日本橋より南側
は神田神社の氏子から日枝神社の氏子区域となった。⁽²⁴⁾

この氏子区域の確定は府県郷社社にとって非常に重要な
意味を持つてくる。それは最終的に神社の運営費及び祭祀

執行料、神職俸給が氏子を中心とする「人民の信仰」に委ねられることになるからである。

五年二月二十五日に官社以下府県郷社神官給祿の定額が布告され、府社神官の月給は官費より支給され、郷社神官は民費課出金より支給される事が定められたが、その後早くも六年七月三十一日には府社神官の官費支給が、同年二月二十二日に郷社神官の民費支給がそれぞれ廃止され、以後、人民の信仰帰依によるものとされた（太政官布告第二七七、六十七）。さらに国幣社及び府県郷社の神社造営・修繕費等の官費による支給も廃止された（太政官布告第一六一）。神田神社においてもこの時期「本社収入物の追々薄く式供日饌の漸々古格に違ひ闕典あらん事を憂慮して明治六年二月氏子内の有志者を結合して神饌講社を設立す⁽²⁵⁾」という状況下において氏子区域における「人民の信仰」がますます重要となつていった。

c 祭神改変——将門神社と少彦名命——

明治初期、神田神社に起こつた出来事として今ひとつあげるべきは、祭神に関する「事件」と後に言われた祭神改変であった。ご祭神の一柱・平将門霊神（平将門公）は新皇を称し自ら天皇になろうとした「史上唯一」の叛逆者と明治初年の歴史観で位置づけられ、故に将門公を神に祀る

ことは「逆祀」で祭神から除却すべきであるという言論が一部の間に起こつた。その発端は当時の神田神社祠官・本居豊穎によつて六年十二月二十三日、東京府に提出された以下の願書であつた。

本社合殿平将門主霊神ハ旧地芝崎村鎮座之比別殿ナリ
シ事神社啓蒙ニ将門霊神之祠本殿神田大神ヲ云ヲ去ル事百
歩ト見エタルニテ判然タリ全ク慶長年中神田台ニ遷座
之時ヨリ合祀之趣社記ニモ相伝有之候其後徳川二代四
代等之節追々当社信仰ニ付寛永中 朝廷ニ奏請シテ勅
使参向 勅勘ヲ被免タリト云事或書ニ相見候未其正
確ナル扱ハ不存候得共然モ可有之歟何歟追々衆庶之信
モ有之神験も有之數百年來崇敬之儀候へバ今更廢置等
を可論ニハ無之候へ共素々別社ナリシ上大穴牟遲大神
ト相並へ合祭仕候事如何ニモ所憚有之候儀ト奉存候間
断然今般旧儀ニ復シ本社之側へ別殿ヲ營造遷座奉リ須
賀八雲三社同様撰社トシ神饌奉轍等ハ尚従前之通日々
奉仕可致付テハ本社御迹へハ更ニ少彦名神ヲ合祭仕度
奉存候此両神ハ相並て天下経営医業迄定置給ヘル神代
古伝モ有之候儀衆庶ニ此恩頼ヲ知シメ申度且外国御交
際ニ付トモ専此両神之神徳ヲ可仰儀ニ付旁右之通奉斎
仕度奉存候右両条御差支之儀モ無之候者御許可有之度
奉願候也

明治六年十二月廿三日

本居豊顕

東京府知事大久保一翁殿⁽²⁶⁾

願書には、まず将門靈神合祀の経緯を記す。白井宗因『神社啓蒙』により旧社地・芝崎村鎮座の頃、将門靈神は別殿として神田神社から百歩ばかり離れたところに祀られていたが、慶長年中社地が現地に移遷されるに及び神田神社本殿に合祀され、その後、寛永年中には将門の勅勤が免除されたとも伝えられている。こう記した後、次の二点について請願している。⁽²⁷⁾

①数百年来、将門靈神は庶民より崇敬されてきたので、今更祭神を廃置することはできない。しかし、もともとと別社に奉祀していたし、大己貴命（大穴牟遲大神）と合祭することも憚るべきことなので、旧に復して別社を造立のうえ撰社とし将門靈神を奉祀したい。

②将門靈神移遷後、本殿には大己貴命と由縁深い少彦名命を合祭したい。両神は天下経営から医業まで定めた神々で「外国交際」についてもこの両神の神徳を仰ぐべきである。

これ対して明治七年二月八日『新聞雑誌』第一九八号に「府下神田神社平将門ノ靈位除却ノ事ニ付教部官員某議案」が掲載された。

（前略）惟非望神器ヲ覬覦スル者ハ天地ヲ窮メ古今ニ亘リ賊臣平将門一人而已（中略）当今ノ王政維新両部ノ称発止シ礼典緒ニ就クノ際ニシテ輦轂ノ下将門ノ靈ヲ祭祀シ衆庶信仰シテ敢テ怪シマザル者独リ何ゾヤ一時里人異靈ヲ恐レ堂内ニ安置スルモ今日文明ノ時ニシテ此ノ如キ逆祀アルベカラズ条理明哲ニシテ処分スルハ教部ノ任ナリ衆庶ノ蠱惑ヲ氷解シ循々トシテ能ク教化スルハ教導ノ職ナリ本居氏出願ノ如ク撰社ニ造立シ須賀八雲ノ社ニ列ス若シニ神ニシテ目今ニ現在シ便々トシテ逆臣ニ列スルノ闕礼ヲ説キ給ハ、果何以之ニ対ヘントスル是ニ由テ觀レバ断然除却ノ処分可然歟云々⁽²⁸⁾

教部官員某は将門公が非望にも神器を覬覦した日本史上唯一の叛逆者であり、皇城のある「帝都・東京」において神として祀るべきでないことを主張。また将門靈神奉祀の中核の一つであった御靈信仰について「文明開化」の時代にそぐわないものとして否定した。断然靈位を除却すべきであるという強硬な内容であった。

この議案を受けて、教部省・東京府は神田神社に「右ハ断然廃止候テハ如何可有之哉」社ノ見込申出候様⁽²⁹⁾達し、神田神社側に再考を促した。これに対して神田神社側は再度書を提出した。

神田神社神職一同は今日まで奉祀してきた祭神を忽然と廃することは決し兼ねるとして、祭神除却に対して難色を示し、次の三案を挙げた。

- ① 朝議をもって祭神除却の御達があればそれに従う。
- ② 先に提出した願書の通り、別社奉祀を聞届けてくれるならば末社の内に合祭する。
- ③ 以上二件のどちらも不可とし決定し兼ねるようならば、従来通りつまり神田神社の祭神として大己貴命とともに奉祀する。

三案のうち、どれでもよいから御指揮くださいと、教部省・東京府の指揮を仰いだ。そして同年六月に教部省・東京府が出した指令は、将門霊神別社奉祀の許可であった。⁽³⁰⁾

同年八月十二日、将門霊神は神田神社境内の大国主神祠に仮遷座した。そして神田神社本殿には新治原（現茨城県）大洗磯前神社より少彦名命の分霊が迎えられることとなり、同年八月十七日に神璽を奉戴した神官をはじめ太鼓、五色旗、神、楽人、などの賑やかな遷座行列が日本橋浜町より神田神社までを練り歩き本殿へ遷座した。この時、氏子たちは群集して新しい神を迎えたと報道されている。⁽³¹⁾その後、将門霊神は十一年十一月十三日に氏子からの寄付によって新たに建立された将門神社に遷座し撰社とされた。⁽³²⁾またその後十七年十一月には神田神社拝殿・東の間と将門神社と

をつなぐ回廊が造営された。

二、神田祭の近代

本項では本題の明治初年における神田祭の変遷について、前項における神田神社の変化を踏まえ、年順に三つに区分しそれぞれの変化の特徴を見てみたいと思う。

a 明治初期の神田祭

——江戸と東京の狭間の祭礼——

明治時代、初の神田祭は東京奠都後、明治二年（一八六九）九月十五日に行われた。二年の神田祭について、明治六年より祠官をつとめた本居豊顕による神田神社の由緒書に以下のごとく記されている。

古来恒例の神事年中数度の祭式用料の物品日供神饌等の経費一切は神領三十石あり表裏門前町（今の神田宮本町）の地ありて充分なり旧神官の奉仕給ハ氏子武家町家よりの献納物にて不足なかりき神領門前地とも土地の後ハ無禄の神社となり伝馬町の役も廃せられ氏子の大小名も散乱して遂に渡御の祭式ハ行ハれ難きに明治元年十一月社格昇登して 勅祭神社に准ぜられし故に神事も専ら厳肅ならしめんと同二年の渡祭式には東京府区々の中年寄の心配によりて町々の寄附を募り神

輿を修復し祭器を改良し行装を改正して執行し氏子町々の出し印練り物等ハ止めて町年寄の輩神輿の護衛として供奉す⁽³³⁾

江戸時代の神田祭は二年一度、九月十五日に行われ、二基の神輿、町々より出された三十六番四十本前後の山車、附祭、御雇祭さらに諸大名・旗本より出された警固役や神馬などの賑やかな祭行列が、江戸城内に入り時には徳川将軍の上覧にあずかったことから、日枝神社（江戸時代の社名は、江戸山王権現）の山王祭とともに俗に「天下祭」と称された祭りであった。また江戸幕府による神輿行列の費用負担や大伝馬町、南伝馬町による「国役」としての神輿行列への奉仕など、幕府との関係も特に密接で「御用祭」とも称された⁽³⁴⁾。

しかし二年の神田祭は、強力な支援母体であった江戸幕府が崩壊し江戸時代に出された山車や附祭なども出されず、神輿渡御のみの祭りであった。山車や附祭が出されなかったのは、東京府より「一右祭礼ニ付花美大造成儀決而致間敷幟挑灯行燈之類精々之相減万端質素ニいたし無益之失費不相掛様可致候⁽³⁵⁾」と町々へ達せられたからであった。

神輿の巡行路は幕末期・慶応三年（二八六七）の道筋が採用された。慶応三年の神田祭は最幕末期であり江戸市中も騒乱の渦中にあつたため神輿渡御のみの巡行とされ、江

戸城内の巡行路も縮小され、江戸時代と明治時代との狭間に行われたいわば臨時の形態であった⁽³⁶⁾。

それが近代の神田祭へと変化し始めていくのは明治三年からである。明治三年以降の神田祭の巡行路として図示された『神田神社季秋大祭神幸路次之図』に以下のような経緯が記されている。

夫当社九月十五日の大祭には古昔より神幸の儀あり天正文祿の頃迄は神田川を船にて渡御今の小舟町にて上陸夫より還幸なり慶長元和の頃江戸市中開けしより船祭ハ止て陸のミ神幸延宝年間迄は毎年なりしを天和より隔年となる今茲明治三庚午更に復古して年年の渡御に定め氏子の街内を分ちて隔年に巡行なし奉るに⁽³⁷⁾なまず延宝年間以前の古儀に復して毎年行ふこととされた。なおもう一つの天下祭である日枝神社の山王祭は二年より八年まで毎年行われた⁽³⁸⁾。巡行路は氏子町を二分し三年と四年の二年間で全ての町を巡行することとされた。

○同十五日、神田大神祭礼執行あり（十四日賑ひ、産子町より車楽九輛、伎踊をもも催しける。○神輿渡奉る道筋は、大学校河岸通りより、本郷竹町・同所一丁目・湯島五丁目・六丁目・四丁目・神田宮本町・湯島一丁目・同横町・台所町・湯島一丁目・同横町左へ台所町、右へ旅籠町一丁目・金沢町・末広町・松富町・神田仲町・花房町・佐久間町一丁

目・鎮火社前より、裏相生町・松永町・東校脇より和泉橋通・佐久間町二丁目・三丁目河岸・美倉橋渡、富松町・豊島町辺、東龍閑町・弁慶はし・大和町・元岩井町・亀井町・橋本町一丁目・馬喰町通、浅草御門前・吉川町・広小路・米沢町・横山町・鹽町通、油町・はたご町・大伝馬町二丁目より鍛冶町通、筋違御門を出て、夜九時、還輿あり⁽³⁹⁾。

この年は主に外神田周辺、東神田周辺、日本橋・大伝馬町や小伝馬町、両国橋付近の東日本橋などを巡行した。明治五年に定められる氏子区域のうち、おおそ半分の地域を渡御したが後に氏子町となる神田の神保町や錦町、日本橋の浜町や蛸殻町はまだ藩邸であったため巡行していない。翌四年九月十五日、神輿はもう半分の氏子町―内神田そして旧江戸城内、日本橋から京橋まで―を巡行した。

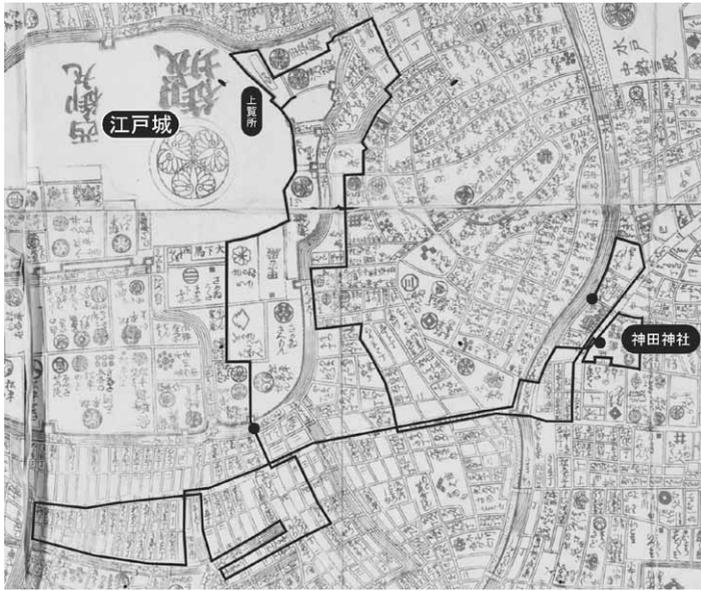
○同十五日、神田大神祭礼。当年は神輿行列西神田町々を廻り、外神田町々は来酉年巡行すべき由なり。今日晴天（十四日は雨、夕がたに止む）、神輿早朝に出づ。車楽（をどりはいらず）内神田より十四輛出しが、内神田のみ曳きて、夫より神輿と共に神田橋御門入り、大手のこなたへ出、引返して常盤橋御門出で、南伝馬町迄曳き、暮時前帰る（外神田は湯島横町の辺に俄踊其所限り廻りしよし、見物群集す。十六日雨中なれど、例の通礼参として詣人多かりし⁽⁴⁰⁾）。

山車は内神田の氏子町より十四本出され内神田のみ曳き回し途中神輿とともに南伝馬町を巡行した。この時は日本橋を渡り京橋にいたる南伝馬町などの町々を巡行したが、これらの町々は明治五年の氏子区域確定後には、主に日枝神社の氏子区域とされた町々であった。

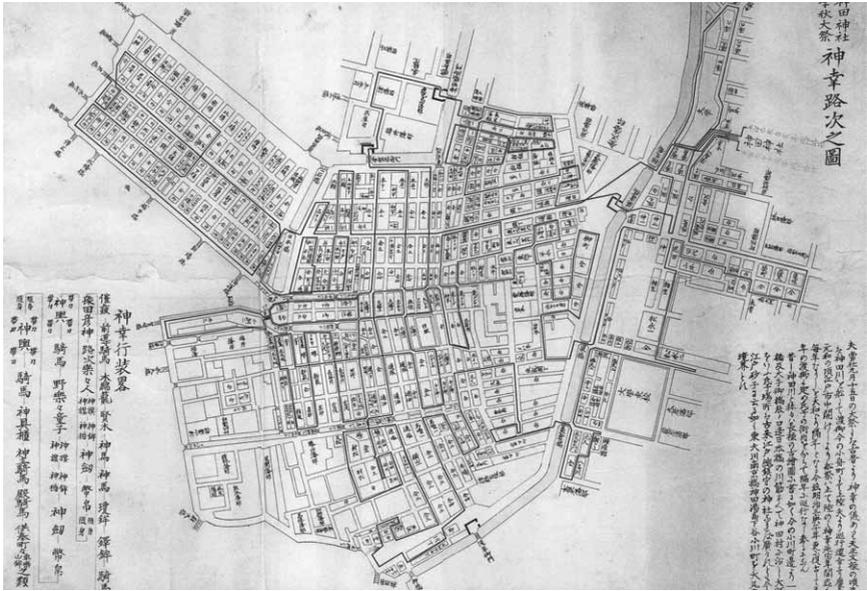
明治三年以降、神田祭は江戸時代の祭礼とはその意味と目的が全く違う祭礼として行われるようになった。

江戸時代の神田祭の巡行路は神輿行列と町々の山車・附祭などの祭礼行列が神田の町々を巡り、江戸城内に入り將軍や御台所が上覧し、その後、城内の神田明神旧鎮座地を経て城外へ出て日本橋の町々、そして神社へ帰社するとう道筋であった⁽⁴¹⁾。江戸幕府の御用祭あるいは天下祭として江戸城内へ入り上覧所で將軍や御台所が見物することこそがその第一目的、それが神田祭であった。江戸の諸神社の祭礼が氏子町々を巡る神輿渡御であったのに対して、神田祭は江戸幕府との密接な関係性から特殊な巡行路を渡ったのであった。

それが明治時代になると氏子町々を巡行する祭礼に変化した。それは巡行路を比較すれば一目瞭然である。【図1】は江戸時代後期の巡行路、【図2】明治三年以降の巡行路である⁽⁴²⁾。



【図1】江戸時代後期の巡行路



【図2】明治三年以降の巡行路

b 神田祭と文明開化

翌五年の神田祭は東京府社として新しく任命された祠官・祠掌により行われ、さらに氏子区域確定後の祭礼であつた。

○同十五日、神田大神社祭礼。当年より隔年に執行致し、神田町々は東西五ヶ年目に神輿を渡しまゐらすべき筈に極し由なり。当日神輿道筋は、外神田町々を廻り、美倉橋渡、両国橋辺・浜町・堺町・高砂町・難波町・小網町・鉄炮町・小伝馬町辺・東神田町々より、和泉橋渡、埴社。夜、子刻に及ぶ。錦蓋・翳四本、五色旗は当年より始む（当年は産子町々より出し・ねりも

の多く出る。されど慶応以前のなかばにも足らず）。車楽三十五輛・伎踊台三荷・地走跳も出して賑へり。⁽⁴³⁾
この年は先の三年とほぼ同じ巡行路がとられた。氏子町々より山車三十五本・附祭（踊台三台・地走踊など）⁽⁴⁴⁾がuscitaされ、江戸時代の神田祭に近い賑やかな祭礼が行われた。また当年より隔年執行となり二分された氏子区域を五年ごととに神輿が巡行することとされた。

さらにこの年、神輿行列に新たに錦蓋、翳、五色旗が加えられた。年中行事と同様に、神田祭も明治政府による祭祀・祭式制度の整備が行われていく中で祭礼行列も変更さ

れていったのである。【表1】⁽⁴⁵⁾は江戸時代と明治初期の神輿行列を比較したものである。

江戸時代の神輿行列の特徴は幕府の国役としての南伝馬町と大伝馬町の神輿担ぎや鼻高面（猿田彦命）の奉仕、諸大名・旗本による棒突・長柄などの警固役や乗馬・神馬⁽⁴⁶⁾が出されるなど江戸幕府の御用祭としての行列構成であつた。それが明治になると、猿田彦（鼻高面）を神官がつとめ、錦蓋、翳、五色旗や雅楽などが行列に加わるようになるなど神職主導の行列となつた。

二年後、七年の神田祭は決定的な変化・祭神の改変の後に行われた。この祭礼の時、神田神社の祭神より平将門霊神は境内の大国主神祠に仮遷座し、少彦名命が神田神社本殿に遷座されていた。この影響もあつてか、氏子町々よりの出銀も大幅に減少し、そのため行装を省略して行われ山車も出されなかつた。⁽⁴⁷⁾それは祭神の改変を氏子たちが不服に思いその怒りを神田祭に向けたからであつた。当時の新聞に「氏子一同人心渙散し、例祭期日既に近づく」と雖も、誰ありて事を挙行する者無く、剩へ神主柴崎を始め、氏子中千百年來衣食豊贍安楽富有せしは、全く氏神の恩恵なるを忘却し、朝廷に諂諛して神徳に負きし事の人非人なりとて怨み誹り、一文銭を投ずるも快とせず⁽⁴⁸⁾と報じられ、さらに当日も「本年ハ当日ニ市街寥寥、人氣此祭祀ヲ楽マ

江戸時代

棒突	立花
大太鼓	小舟町人夫
御幣	小舟町人夫
大櫛	小舟町人夫
社家馬上	馬：石川
神馬	土井、三枝、神保
社家馬上	馬：石川
長柄	加藤
轆	大伝馬町・南伝馬町
1～10 番山車	各氏子町
長柄	稲葉
長柄	佐竹
社家馬上	馬：戸田
大太鼓	大伝馬町・南伝馬町人夫
大太鼓	大伝馬町・南伝馬町人夫
御獅子	大伝馬町・南伝馬町鷹の者
田楽	大伝馬町・南伝馬町人夫
社家馬上	馬：戸田
御鉦	小舟町人夫
社家馬上	馬：久世
御鉦	小舟町人夫
社家馬上	馬：久世
神馬	一橋家
神馬	立花
神馬	秋元
神馬	相馬
御太刀・社家馬上	建部
御太刀・社家馬上	内藤
長柄	酒井
長柄	立花
鼻長面冠（猿田彦）	大伝馬町・南伝馬町役夫
御幣	大伝馬町役人
素襖	大伝馬町役夫
大拍子	大伝馬町人夫
一の宮神輿	大伝馬町役人・人夫
社家馬上	松平
社家馬上	松平
鼻長面冠（猿田彦）	大伝馬町・南伝馬町役夫
御幣	南伝馬町役人
素襖	南伝馬町役夫
大拍子	南伝馬町人夫
二の宮神輿	南伝馬町役人・人夫
社家馬上	馬：小出、松平
白張	—
素襖	—
挟箱	—
上下徒士	—
朱傘持	—
長刀持	—
布衣 太刀持	—
神主乗轎	—
豎傘持	—
布衣 杓持	—
布衣 柳箱持	—
挟箱持	—
牽馬	馬：本庄
殿 社家馬上	—
社家馬上	馬：溝口
長柄	榊原
長柄	伊東
突棒	松浦
11～36 番山車	各氏子町

※江戸時代の神輿行列の「馬：石川」などの名前は馬を出した武家の名を表す。

明治初期

指揮役	神人
鉄杖	青侍
催鼓	—
前駆	神官
塩水桶	—
木綿籠	—
賢木	—
神馬	—
神馬	—
指揮役	神人
瓊鉦	—
鐸鉦	—
猿田彦神	神官
笙楽	—
箏篳	—
横笛	—
鞆鼓	—
太鼓	—
赤旗	—
白旗	—
神鉦	神官
神楯	神官
神弓	神官
神箭	神官
神劍	神官
幣帛	神官
賽物櫃	神人
隨身	神官
帯刀	神官
翳	—
一の宮神輿	神人
錦蓋	—
神官一騎	—
指揮役	神人
笛楽童	—
摺鼓	—
腰鼓	—
柏板	—
楽長	—
赤旗	—
白旗	—
神鉦	神官
神楯	神官
神弓	神官
神箭	神官
神劍	神官
幣帛	神人
賽物櫃	—
帯刀	—
翳	—
二の宮神輿	神人
錦蓋	—
神官一騎	神官
神饌辛櫃	—
荷台子	—
用具櫃	—
神主馬上	神主
殿 一騎	神官

【表 1】神輿行列比較表

ザルガ如ク沈々殆ド平日ト異ナラズ」という有様であつたことが報じられている。

さらに神田祭でこのような事態が起こつた要因として、もう一つ風俗統制を目的とした「違式註違条例」の影響があつたと推測される。東京府においては明治五年十一月八日に公布された。この条例は当時の日本が目指した文明開化・国際化に反する風俗をはじめ当時の生活全般への規制を目的とし、今の軽犯罪法にあたる。特に外国人の往来が多かつた三府五港（東京・大阪・京都、函館・横浜・新潟・神戸・長崎）で取締が強化された。

この条例の中、「違式罪目」の第六十一条として六年六月十八日に祭礼の寄付に關する「神仏祭礼之説世話人等強テ出費ヲ促ス者」が加えられ七月四日に達せられた。

別紙伺並御下知共及御達候也

七月四日

世話掛

乾第百七拾二号違式条例追加第六十一条

神仏祭礼之節世話人等強テ出費ヲ促ス者

右之通本月十九日御布告之処、三府社大祭入費之義、

其氏子町々有志之者へ出銀割合、小区限町年寄二而取立、所戸長立合祠官へ相渡、集金高調書並祠官受取書

共、社寺御取扱へ可差出旨、壬申八月三十日御布達二付、諸神社例祭神輿巡行入費等、氏子並巡行町々有

志之者寄付出費、町年寄又ハ世話人二而取集メ、神輿昇人足賃奉行粧入費等ハ祠官へ相渡、例祭執行致来候処、前書御布告之趣は出し印練物等差出候出費二而、神輿渡御二付候入費ハ、今後信仰人之内身元有之有志之者へ談合、勸物為取集可申哉、又ハ其祠官祠掌へ為取集メ可申哉、尤不都合等無之為メ町用掛年寄戸長二而心付可申奉候候、右ハ日枝氷川須賀八雲神社等何レも祭典二間合無之、差支可申哉二付至急御下知被成下度相伺申候也、

六月

各大区戸長 世話掛

伺之趣、昨壬申八月府社祭礼入費之義集金高調書等社寺掛へ差出可申趣相達シ、同九月社寺寄付並祭礼等之人費町費二不_二相立_一様相達候処、元来祭礼二付神輿巡行或ハ出し印練物等差出候義有志之者共合併取行候二付、費用ハ其者分可_二相弁_一、尤違式条例第六十一条司法省布達之趣モ有之、加入有無各箇自由二任セ候条、自今集金高調書ハ社寺取扱へ差出二不_レ被_レ及、尤但、戸長町用掛等費用取扱之義關係二不_レ被_レ及、尤違_レ犯之徒無_レ之様精々注意可_レ致事、

明治六年七月四日

明治九年東京府の統計表によるとこの条例で処罰者が一万九六〇人に及んだが、「神仏祭礼之説世話人等強テ出費

ヲ促ス者」として五人が処罰された。さらにこの時期には、
祭礼弊害取締（明治六年）、祭礼飾取締（明治七年）、神輿巡
行取締（同年）、諸社祭礼祝（同年）、祭礼開帳等の風俗取
締（明治九年）など祭礼に関する取締事項が多く達せられ
祭礼風俗が規制された。⁽⁵²⁾

神田祭においても当然これら条例・取締の影響があった。
当時の新聞に、

本日神田祭は兼て大層立派に出来、町々より山鉦の練
物を出す噂が有りましたが何れも見合わせになり且つ、
町内町内の寄合も更に決せず各町申し合せの上、入費
など集める事は成らぬという御布告をいい衆議様々ゆ
え先ずは見合せとなり⁽⁵³⁾（以下略）、
など、条例・取締をうけ祭礼に対して氏子町々も自己規制
を行つたことが報じられた。

c 近代化する神田祭

——氏神祭礼として定着化してゆく祭礼——

九年の神田祭では東西隔年だと神輿渡御が五年目になり
不都合だという氏子からの要望があり、十五、十六日の二
日間とし全氏子区域を一度に神輿が渡御することとし、さ
らに巡行路もより細密にした。十五日当日は雨天のため延
期となり、実際には十七、十八日の巡行となつた。⁽⁵⁴⁾ 神社よ

り東京府へ提出した願書に、

神田神社祭祀神輿巡行之義者去ル明治五年申年八月申
願済之通隔年二氏子区内東西部ヲ分巡行来候処然候而
者一部五年目ニ相成間遠ニモ候間本年ヨリ已後隔年ニ
東西部共一度ニ巡行候様致度旨各町内ヨリ申出候間但
其届申度候然ル処氏子区内場広ニ而一日ニ者巡行相成
難ク候間来ル十五日十六日両日神輿ニ基別紙列書図面
ノ通巡行致シ第一大区四小区雉子町黒住宗篤講社ヲ以
仮旅所ニ設一泊仕度候此段奉願候也⁽⁵⁵⁾

とあり、休泊するための仮旅所つまり御飯屋の設置も願ひ
出された。以後、神田祭の巡行路は年々細密化し、十三年
からは三日間となり、さらに二十年、二十五年には四日間
と複数日巡行が行われるようになった。⁽⁵⁶⁾

また九年の神田祭では明治八年に神社祭式が達せられた
後の祭礼であり、九月十五日が社殿において行われる神
事・例大祭の日にあてられるようになった。江戸時代にお
いては所見の記録を見る限り、社殿における例大祭のよう
な神事は前日の十四日に斎夜神事として、神主と社家が布
衣、白丁等の徒者とともに社殿にて祝詞を奏上し神楽を執
り行つていた。⁽⁵⁷⁾ その例大祭の祝詞では「皇^賀大御代^乎安御
代^乃足御代^止斎^比幸^賜比親王等百官^乃官^乃人等^乎安^久平穩^開守^里
賜^比及見齋^之座^類御氏子^乃区^々戸^々人^々乎^安諸^乃災禍^事在^之」

受_レ已_レ々_ニ我_レ家業_ヲ乎_ニ弥_レ績_ニ美_レ績_ニ之_レ美_ニ随_レ神_乃美_レ大道_乃教_レ説_爾違_受他_レ道_爾惑_レ波_受
赤_レ心_乃真_レ心_爾朝_レ夕_勤米_結里_弓家_内饒_里富_足比_生子_広久_蕃息_立栄_之
米_夜守_日守_爾守_惠美_幸幸_給敵_力」と皇室及び明治政府と氏子区域の人々の無事安全が祈願されている。

明治十三年の神田祭では神輿巡行が十四日から十六日の三日間に増え、好景気も手伝って氏子町より山車が十四本の附祭（屋台）が二台出された。明治以降、氏子町々による山車や附祭などの行列はその年により変動した。

江戸時代の神田祭の山車は、いつの時代から定まったのかは明確でないが江戸城内へ入ることなどから三十六番四十本前後を曳き出すことが幕府により厳しく定められ曳き出す町々も順番も全て決められていた。そして幕府の国役として奉仕した日本橋・大伝馬町と南伝馬町以外は全て神田の町々によるものであった。宝暦より安永・天明（二七五―二七八九）ころの神田祭を描いたといわれる龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵『神田明神祭礼絵巻』や、神田祭の絵番附の中、所見で最も古い寛政五年（一七九三）『神田大明神御祭礼番附』などでも三十六番の山車が記され、これ以降に見られる諸資料でも山車は必ず三十六番であった。⁽⁵⁹⁾

それが明治以降、山車は、五年は三十五本、七年はなし、十三年は十四本、十五年は三十二本、十七年は四十八本と一定せず、出す氏子町も同じ町が出すというわけではなく

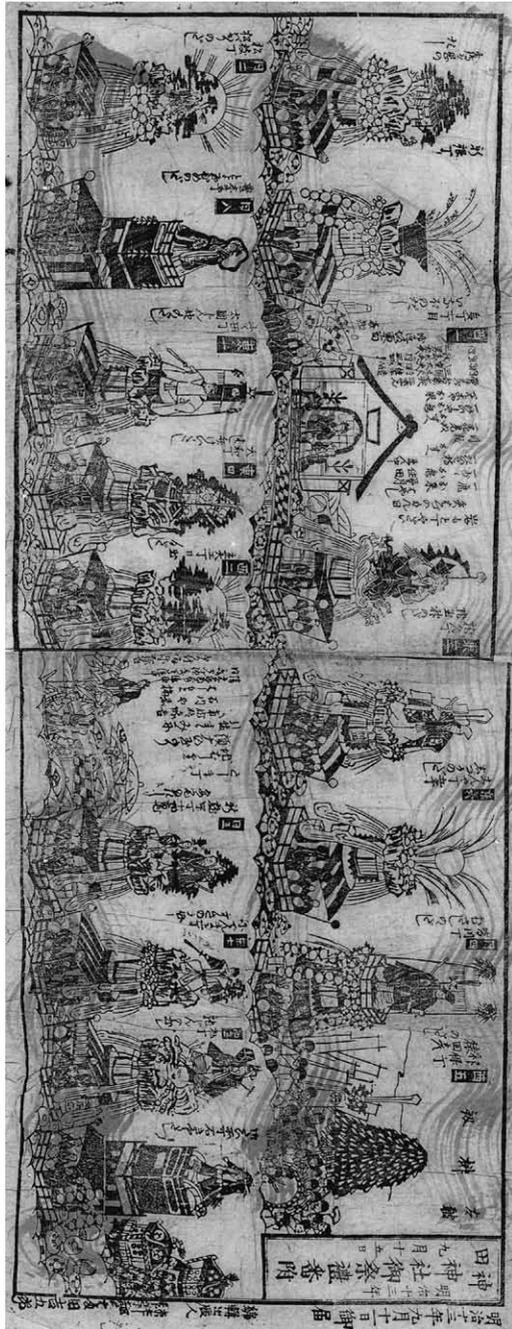
なった。十三年の山車を出した氏子町を見ると神保町などの新たな町や小伝馬町など日本橋の町々も山車を曳き出すようになった（図3参照）。

明治九年より十三年の間に神田祭は数日間にわたる神輿渡御祭として定着していった。この形態は大正時代、昭和戦後初期まで続くことになる。

むすびに代えて——明治天皇御臨幸記念碑

本稿は東京奠都後、明治元年から十三年頃までの神田祭の姿を、神田神社の変遷とともに素描することを目的とした。神田神社は皇城守護の准勅祭社さらに東京の氏神として東京府社へと神社の役割を変化させた。それとともに神田祭も江戸幕府の御用祭から、皇室と明治政府そして氏子守護を主体とする祭礼へと意味と目的が転換していった。その具体的な形式として、江戸城内の巡行と將軍の上覧を目的とする祭礼から氏子区域を渡御する祭礼へと姿を変えていった。そうした過程を近代における神社制度の整備、祭祀・祭式制度の整備、文明開化政策などを含め考察しようとしたのが本稿であった。

今後、他要素―上地令や神祇関係省庁の研究、そして特に氏子町の変遷、町役人や市区改正さらに災害など―をも含め詳細に考察していくことで、氏神祭礼そしてさらに進



【図3】明治十三年九月十五日 神田神社祭礼番附

めて都市祭礼としての神田祭を明らかにできると思われる。

むすびに代えて、今一つ明治初年における神田神社の歴史で忘れることのできない事項を紹介することとする。それは明治天皇の神田神社への御親拝である。

明治七年九月十九日、明治天皇は山県有朋や曾我祐準はじめ約三五〇〇名を率い板橋・蓮沼村において初の陸軍演習を指揮された。そして演習を終えられ還幸される途次、神田神社にご小憩のためお立ち寄りになった。『明治天皇紀』には以下の記録が見られる。

十九日 近衛・東京鎮台・教導団の諸兵を率ゐて武蔵国豊島郡元蓮沼村に幸し、指揮長官として親しく演習を行ひたまふ、(中略)乃ち全軍を率ゐて還幸、板橋・巢鴨・神田神社に小憩あらせられ、日比谷陸軍練所に於て行軍の隊伍を解き、八時三十分還幸あらせらる、是の日、神田神社にありては拝殿に玉座を設け、開扉供饌して著御を待ちたてまつる、午後六時過著御幣帛料二千疋を賜ひ、祭神に關して御下問を祠官本居豊穎に賜ひ、尋いで御拝あり、畢りて豊穎に謁を賜ふ、(以下略)

残念ながら当時の神田神社側の正確な記録、社務日誌などの記録は関東大震災により焼失してしまい、具体的な内容

を知りえない。わずかに当時の祠掌・木村信嗣からの伝え書きがあるのみである。⁽⁶¹⁾それによると、御親拝は神田神社へ前日に突然伝えられ、宮内省の人々により準備が行われた。随神門より社殿までの間を幔幕を張り、拝殿内右脇の東の間に御座所が仕立てられ玉座が置かれた。明治天皇は着御後、まず当時の祠官・本居豊穎に拝謁を仰せ付けられ、その後、祠掌であった木村信嗣、鶴田常義、村瀬光晴、池田光利も拝謁を許された。

明治天皇は軍服の御姿で、豊穎の案内により幣殿の階に登り本殿大床において立礼で御拝礼された。この事は当時の新聞にも採り上げられた。

去ル十九日板橋駅外蓮沼村へ行幸ありて練兵を天覧あらせらる陸軍少將東伏水宮御隨行あり近衛鎮台海陸軍教導団の兵騎兵砲兵総て十八大隊なり還幸の節神田神社にて御休息あり御幣物を進らせらる祠官本居氏ハ當時教正にて先きに侍読を勤められければこの日 天威に咫尺し鎮座の来由等を奏上ありしとぞ⁽⁶²⁾(以下略)

この明治天皇の御親拝は東京の神社においては、靖国神社と神田神社のみであったという。この御親拝が特例であったことがうかがえる。

その後、昭和十五年(一九四〇)十一月、皇紀二六〇〇年を記念し神田神社社殿前に「明治天皇御臨幸記念碑」が

建立され、今も御社殿前に聳え立っている。⁽⁶³⁾

註

(1)

『府治類纂・三十一・戊辰、己巳・社寺(記録科編脩記)』(東京都公文書館蔵)。准勅祭社制定の経緯については、東京都神社庁『東京都神社史料』第五輯(東京都神社庁、昭和四十三年)、東京都北区教育委員会事務局生涯学習推進課文化財係『王子村 大岡家文書 調査報告書Ⅱ』(文化財研究紀要別冊第十五集、東京都北区教育委員会事務局生涯学習推進課文化財係、平成十五年)、東京都品川区『品川区史』続資料編(二)(東京都品川区、昭和五十一年)参照。なおこの時、府中六所神社(大國魂神社)と鷲宮神社も准勅祭社に定められた。

(2)

神田明神に関しては神田明神史考刊行会『神田明神史考』(神田明神史考刊行会、平成四年)、沼部春友「神田明神の創祀と平将門公奉斎の問題」(『國學院雜誌』第八十一卷第十一号、昭和五十五年十一月)等を参照。なお現在のご祭神は、大己貴命、少彦名命、平将門命である。

(3)

この准勅祭社の制定について、阪本是丸氏は(前略)、准勅祭社の制定、新嘗祭の執行、孝明天皇三年祭の執行、祈年祭の執行、再度の東幸、初の神宮親拝、国は一定奉告祭の執行など、亀井茲監、福羽美静を中心とする津和野派が主導権を掌握する神祇事務局・政体書神祇官はこれらすべてに直接・間接に関与していくことになるのである。(阪本是丸『明治維新と国学者』神道文化叢書十七、大明堂、平成五年、一〇八頁)と指摘している。

(4)

『東京都神社史料』第五輯、四一―頁。『王子村 大岡家文書 調査報告書Ⅱ』、一五一―頁。

(5)

『東京都神社史料』第五輯、『王子村 大岡家文書 調査報告書Ⅱ』、『品川区史』続資料編(二)参照。皇城城守護の他に十社は神祇官より府内各所における神仏混淆の取調べも命じられたりした(『王子村 大岡家文書 調査報告書Ⅱ』)。

(6)

『東京都神社史料』第五輯参照。准勅祭社廃止後も、月次祈禱と玉串献上は続けられたが、明治三年閏十月より年始・六・十二月にまとめて玉串献上のことが行われることとなり、祈禱については従前通り毎月行うこととされた。

(7)

『記事類纂・辛未、壬申・社寺・附神官・祭礼開帳(記録科編脩記 自明治四年至明治五年)』(東京都公文書館蔵)。これら近代神社制度の整備過程については、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)参照。

(8)

『東京都神社史料』第五輯、東京都神社庁『東京都神社史』前編(東京都神社庁、昭和五十六年)参照。なおこの後、明治六年以降、府社は増加し、一月二十二日に新田神社、三月八日に事比羅神社、六月四日には富岡八幡神社、七月五日には亀戸神社、七月三十一日には上野東照宮が列格している(『神社明細簿・乾』『神社明細簿・坤』(東京都公文書館蔵)参照)。

(9)

阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、安丸良夫・宮地正人『宗教と国家』(日本近代思想大系5、昭和六十三年、岩波書店)参照。なお四年五月十四日より五年五月八日

までの期間、元准勅祭社の一社・王子神社では神主・大野家等へ浦和県より「神官新任迄当分王子社奉仕申付候事」(『王子村 大岡家文書 調査報告書Ⅱ』、一七一頁)と申し渡されている。おそらく他の神社もこの間、神職は据置きであったと思われる。

(10)

『秘書*進退録 冊ノ一(明治五年)』東京都公文書館蔵。日枝神社、芝神明社も祠官には、神田息胤や常世長胤など神祇省・教部省出身の人物が就任し、祠掌は元神主樹下資政と大野義等(元別当・金剛院等海が還俗)が就任した。郷社についても同じく元神主が祠掌に任命された。神田神社の祠官・祠掌については、拙稿「神田神社(神田明神) 神職について」(『神道研究集録』第十七輯)参照。

(11)

『記事類纂・辛未、壬申・社寺・附神官・祭祀開帳(記録科編脩記) 自明治四年至明治五年』(東京都公文書館蔵)、常世長胤「神教組織物語」(『宗教と国家』所収)、土岐昌訓「神社史の研究」(桜楓社 平成三年九月)、小川原正道「教部省民衆教化政策に関する一考察―明治五・六年、東京を中心に―」(『法学政治学論究』第四十四号 平成十二年三月)、阪本是丸「明治維新と国学者」参照。神田神社で行われた教化活動の様子について『三島通庸関係文書』に「神前ニテ敬神愛國ノ旨ヲ體シ天理人道ヲ明ニシ皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵奉セシムヘキノ条ヲ讀和シ其後講座ニ着テ右ニ三ヶ条ノ注意ヲ説教ス第一敬親愛國ノ意ヲ注解スルニ依テ天地開闢以來神代ヨリ今日ニ至ル所ノ沿革亦大原ニ於テハ一定不易タルヲ示シテ而シテ 皇上ヲ尊敬シ朝旨ヲ遵奉スヘキ旨ヲ説教シ續テ天理

(12)

(13)

人道ヲ告諭スルニ至テ或ハ各將或ハ良忠ノ臣亦ハ義士勇士ノ傳ヲ引キ賤輩ニ解シ安ク又婦女子ニ分リヤスク目前日用之事ニ譬ヘ折ニハ笑ヲ含ミ退屈セサルヤウ心ヲ用ヒテ懇諭スルノ意アリ聴耳之者初日五六百人計リニ有之候處日ヲ追テ盛ニ相成千人余モ諸集ニ及ヒシ日モ有之自然感服スルノ形ニ相見候」(『三島通庸関係文書』五四六の一、国立国会図書館・憲政資料室所蔵)と盛況であったことが記されている。

阪本是丸「国家神道形成過程の研究」、安丸良夫・宮地正人「宗教と国家」、「日枝神社史 全」(日枝神社御鎮座五百年奉賛会 昭和五十四年)、長谷晴男「神社祭祀関係法令規程類纂」(国書刊行会、平成元年)、「王子村 大岡家文書 調査報告書Ⅱ」、「品川区史」続資料編(二)参照。

(14)

「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯嶋神社書上、一』文政十年、国立国会図書館所蔵)。また斎藤月岑が編纂した『東都歳事記』の六月晦日条にその様子が描かれている。「○夏越の祓 閏月あれば閏月に行ふ。橋場神明宮社前の川辺に於て執行あり。諸人群集す。亥の半刻に終る。佃島住吉明神社 芝神明宮(西上刻) 神田明神社(戌上刻) 新川太神宮 鳥越明神社 五條天神宮(下谷) 飯田町世継稻荷神社(西上刻) 其外諸神社にあり。神前祝詞を奏し、神輿興行あり。神事終りて参詣の輩茅の輪を越さしむ。河辺に隔りたる所には、盥に水をもりて、身會貴川に比するなり。○此日庶人紙を以て衣類の形に切て撫ものとし、川へ投ず」(斎藤月岑・著 朝倉治彦・校注『東都歳事記』2(原本は天保九年発行、平

凡社、昭和四十五年、一三八～九頁)。

(15) 長谷晴男『神社祭祀関係法令規程類纂』、四頁。

(16) 『王子村 大岡家文書 調査報告書Ⅱ』、一四三頁。

(17) 木村信嗣『神田神社』(明治三十三年、『将門関係書類』十三、流通経済大学図書館・祭魚洞文庫所蔵)。

(18) 明治六年の太々神楽は八月に延期された。明治六年の太々神楽については、木村信嗣『神田神社』(明治三十三年、『将門関係書類』十三、齋藤月峯著・今井金吾校訂『定本 武江年表』下(筑摩書房、平成十六年)、『神田神社大神楽執行ノ件』(壬申正院御用留)明治五年東京都公文書館所蔵)、南谷美保『明治四年から五年にかけての東儀文均の生活―『楽所日記』にみる明治初年の俗人の日々―』(四天王寺大学紀要)第四十七号、平成二十一年三月)を参照。大崎昌庸は龍ヶ崎藩出身の士族で神道に造詣の深い儒者系統の学者と言われ、明治六年頃の記録には新治県士族とある。主に神祇官・宣教師として初期の神道教化に従事した人物で権少宣教師、少宣教師、権宣教師、少博士を歴任。明治三年十月、『年忌考』、『祭典考』をものしている。また四年一月二十二日に中山忠能に宣教講義を行なっている。明治五年六月二十四日に神田神社祠官を拝命し同六年七月二十五日までつとめた。その後、明治六年七月二十五日に鳥越神社祠官に転任している(拙稿『近代における祭神・由緒の考証に関する一事例―大崎昌庸『神田神社由来 全』の史料紹介を通して―』『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十五号、平成二十年十一月参照)。

(19) 木村信嗣『神田神社』、明治三十三年、『将門関係書類』

十三。

(20) 『神社祭祀関係法令規程類纂』、十八頁。明治八年神社祭式の制定過程等については、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、高原光啓『式部寮達「神社祭式」の制定過程』(『神道宗教』第一九三号、平成十六年一月)参照。

(21) 木村信嗣『神田神社』、明治三十三年、『将門関係書類』十三。

(22) 『神田明神地誌調』(『寺社書上 湯嶋神社書上、一』)、

『日枝神社史 全』参照。

(23) 『東京都神社史料』第五輯参照。『氏子町名同人員帳』作成以降も若干の変動が数年続いた。例えば神田神社の氏子町として同帳に記載された新材木町、新乗物町、堀留町一・二・三丁目、岩代町、葺屋町、堺町、芳町、元大坂町の十町。この町々は明治七年八月に相森神社の氏子総代の者が東京府へ相森神社の氏子区域にしたいとの旨願い出て同府より許可され、さらに相森神社祠掌・小針常徳より神田神社へその旨報告し神田神社も承知したため、神田神社より相森神社の氏子区域に移っている(東京都中央区教育委員会社会教育課文化財係『相森神社所蔵文書』中央区文化財調査報告書第四集、東京都中央区教育委員会社会教育課文化財係、平成八年参照)。

(24) 本居豊顛『神田神社由緒略記』、本居豊顛、明治二十五年十一月、三頁。府社・郷社神官の処遇の顛末については阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、安丸良夫・宮地正人『宗教と国家』参照。

(25) 『講社及教院遷座遥拝私祭祠堂並葬儀(社寺掛)』(明治七年、東京都公文書館蔵)。将門公の祭神問題については、

(27) 拙稿「将門信仰と織田完之」(『國學院大學大学院紀要—文学研究科—』第三十四輯、平成十五年三月) 参照。
白井宗因の『神社啓蒙』は寛文十年(一六七〇)に出版されたもので、将門靈神が別殿であったことを記す文献中古いものに属する。平将門公の出自、天慶承平の乱の顛末が記された後、「社家者流説曰、神田社爲大己貴命之鎮座。将門之社者去本殿百步許。予未知可否。姑隨林氏之説也。」(寛文七年(一六六七)十一月朔日自序、同十年九月版行。神道大系編纂会「神道大系」神社編二 総記(中)、谷省吾・伴五十嗣郎校注、神道大系編纂会、昭和六十三年十月、二九一頁)という記述が見られる。これは社家近辺の人物から伝えられた流説であり、宗因自身もその可否については不明であると言っているように、証拠資料として確実なものではなかった。

また寛永年中の勅勘免除のことは著作年不明の文献『寛明日記』(別名・寛明事跡録)に記されているもので、これもまた豊額自身が述べているように、事実関係について検証された資料ではなかった。

(28) 『新聞雑誌』第一九八号、明治七年二月八日。

(29) 『新聞雑誌』第二二二号、明治七年三月二十六日。

(30) この時期、神田神社だけでなく東京府内の鎧神社および築土神社からも将門靈神の末社移遷が行われた。明治七年二月、朝敵平将門は祭神として不都合であり、故に末社に移遷したいとの「鎧神社改革之儀懇願書」が神職・氏子一同より提出された。そして同年三月二日その願は聞き届けられた(『講社及教院遷座遙拝私祭社堂並葬儀(社寺掛)』明治七年、東京都公文書館蔵)。但し当時の

社務日誌には、府当局より神社側から末社移遷を申し出て欲しいとの旨が伝達されていた(『神田明神史考』一五〇頁)。同年八月三十日、築土神社の神職・氏子一同の願によって、将門靈神を末社へ移し天津日高彦番能迹々伎命を新たな祭神と改めた(『講社及教院遷座遙拝私祭社堂並葬儀(社寺掛)』明治七年、東京都公文書館蔵)。

(31) 『神田神社明細帳 附 附属神社明細帳』(明治二十五年、神田神社所蔵)、『講社及教院遷座遙拝私祭社堂並葬儀 第四編』(明治七年、東京都公文書館蔵)、『東京日日新聞』明治七年八月十七日参照。

(32) 本居豊額『諄辞集』(会通社、明治二十八年)、『読売新聞』明治十一年十一月十四日参照。

(33) 本居豊額『神田神社由緒略記』(二頁)。明治二年の神田祭について、斎藤月岑『武江年表』に「○同十五日、神田大神祭礼。晴天にして五半時出興、夕八半時還興あり(町々、車楽・附まつり等これなし)。道筋は一昨年と同じ。」とある(斎藤月岑著・今井金吾校訂『定本 武江年表』下、二一五頁)。

(34) 江戸時代の神田祭については、東京市役所『天下祭』(東京市史外編第四、東京市役所、昭和十四年)、牧田勲『天下祭の性格—神輿行列を中心に—』(『撰南法学』創刊号、平成元年二月)、豊田和平『江戸の天下祭り』(『比較都市研究』二十卷二号、平成十三年十二月)、拙稿『天下祭の原型と変容—神田祭を中心に—』(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年三月)等参照。

(35) 「神田明神祭礼調」『順立帳・明治二年・三十一』東京都公文書館所蔵。神田神社の氏子町・雉子町の町名主をつとめた齋藤月岑の日記の明治元年十一月に「十一、祭踊等差止昨日御沙汰付相達し候。(中略)十二、(中略)踊出し差止御受書出す。」(西山松之助「齋藤月岑の明治」『史潮』第一〇六号、昭和四十四年三月、四十八頁)という記事が見られる。

(36) 今井金吾『定本 武江年表』下、参照。

(37) 「神田神社季秋大祭神幸路次之図」神田神社所蔵。

(38) 「日枝神社史 全」参照。

(39) 今井金吾『定本 武江年表』下、二二七頁。

(40) 右同、二三八頁。

(41) 江戸時代の神田祭の巡行路はおおよそ以下の道筋であった。町々の山車や附祭が湯島聖堂前・桜の馬場を出発後、神輿行列は大榎を先頭に神社を出て昌平坂で合流し筋違橋御門を通過して神田の町々を渡り、田安御門より江戸城・内廓内に入り、上覧所で将軍や御台所が上覧。そして竹橋御門を経て大手橋と神田明神旧鎮座地で神事が執り行われ、常盤橋御門から江戸城外へ出て、町々の山車や附祭はここで解散、神輿行列のみ日本橋の町々を渡り、大伝馬町・小舟町・南伝馬町の御飯屋へ、そして神社へと帰した。江戸時代の神田祭の巡行路については、齋藤月岑・著、朝倉治彦・校注『東都歳事記』2、「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯嶋神社書上1』)、芝崎好定「神田御社祭礼次第記」(神田御社御祭礼次第是迄仕来候振合書)(明治二年、東京都立中央図書館所蔵)、木村信嗣「神田神社」(『将門関係書類』十三)参照。なお前

記史料の翻刻として東京都神社庁『東京都神社史料』第一輯(東京都神社庁、昭和四十一年)、日本祭礼行事集成刊行会『日本祭礼行事集成』第四卷(平凡社、昭和四十六年)、谷川健一『日本庶民生活史料集成』第二十二卷(三一書房、昭和五十四年)、拙稿「史料紹介」『渡御祭旧事、江戸時代渡御祭式』—神田祭の基礎知識として—(『社寺史料研究』第八号、平成十八年三月)参照。

(42) 【図1】江戸時代後期の巡行路は『泰平江戸絵図』(天保年間、神田神社所蔵)に筆者が巡行路を線引きして加えたものである。【図2】明治三年以降の巡行路は「神田神社季秋大祭神幸路次之図」で二年分を合わせて図示したもので、筆者により巡行路になぞって線引きを加えた。今井金吾『定本 武江年表』下、二五五頁。

(43) 『東京日日新聞』九月十六日に「当年神事祭礼諸所に行われて出し物或いは踊屋台等を牽きその盛んなる事、近年に勝ぐれたり。就中神田祭礼の如きは従前幕府上覧ありし頃よりは遙かに勝れ十四日を夜宮と号し、十五日を当日とし、十六日は世俗跡の祭りと唱えるを尚氏子を牽き廻る事当日の如し。これ偏に五穀豊饒の沢ならん。」と、その盛大さが報じられている。

(44) 江戸時代の神輿行列は齋藤月岑・著、朝倉治彦・校注『東都歳事記』2、「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯嶋神社書上1』)、木村信嗣「神田神社」(『将門関係書類』十三)をもとに作成。明治時代の神輿行列は「神田神社季秋大祭神幸路次之図」、木村信嗣「神田神社」(『将門関係書類』十三)をもとに作成した。

(45) 牧田勲「天下祭の性格—神輿行列を中心に—」、拙稿「天

下祭の原型と変容―神田祭を中心に―」参照。

(47) 本居豊頼『神田神社由緒略記』、西山松之助「齋藤月琴の明治」参照。

(48) 「郵便報知新聞」明治七年九月十四日。

(49) 「官准教会新聞」明治七年九月十九日（『宗教と国家』日本近代思想大系5、岩波書店、昭和六十三年九月、一九七頁）。

(50) 違式註違条例については、東京都『東京市史稿』市街編・第五十三（東京都、昭和三十八年）、小木新造『東京庶民生活史研究』（日本放送出版協会、昭和五十四年）、百瀬響『文明開化 失われた風俗』（吉川弘文館、平成二十年）参照。

(51) 東京都『東京市史稿』市街編・第五十五、東京都、昭和三十九年、十六頁。

(52) 東京都『東京市史稿』市街編・第五十五、同・第五十六（東京都、昭和四十年）、同・第五十八（東京都、昭和四十一年）、東京都神社庁『東京都神社史料』第五輯参照。

(53) 「横浜毎日新聞」明治九年九月十五日

(54) 「東京日日新聞」明治九年九月十六日、「横浜毎日新聞」同、「郵便報知新聞」同。

(55) 「祭典開帳境内観物小屋掛奉納・丙」明治九年、東京都公文書館所蔵。

(56) 本居豊頼『神田神社由緒略記』、「読売新聞」明治二十年八月三十日、「郵便報知新聞」明治二十年九月二日等参照。なお二十年、二十五年とも雨のため四日間以上巡行が行われている。

(57) 木村信嗣「神田神社」（『将門関係書類』十三）、齋藤月

岑・著、朝倉治彦・校注『東都歳事記』2参照。

(58) 本居豊頼『諄辞集』会通社、明治二十八年、八十四〜八五頁。

(59) 拙稿「天下祭の原型と変容―神田祭を中心に―」参照。

(60) 宮内庁『明治天皇紀』第三 吉川弘文館 昭和四十四年十二月 三〇八〜九頁

(61) 小野桂『湯島一丁目と附近の今昔誌』（湯島一丁目町会、昭和十年）参照。

(62) 「東京日日新聞」明治七年九月二十二日

(63) 昭和十五年当時の氏子総代により奉納された碑。碑の裏面には以下の社司・平田盛胤の謹書が彫られている。

明治七年九月十九日といふに畏くも 明治天皇蓮沼村に行幸あらせられ 御閲兵の後御還幸の道すがら 當社に車駕を枉げさせられ親しく 御参拝遊はされたりしかば後の記念にとその由一言かくなむ

（神田神社権禰宣）